

文化芸術と法～ 「契約」と「著作権」の基本的な 知識の取得を目指して

令和2年12月22日(火)

厚地・田中法律事務所

弁護士 厚地 悟

第0 目次

第1 「契約」について

- 1 「契約」とは
- 2 「契約書」とは
- 3 「契約」にあたって最低限押さえるべきポイント

第2 「著作権」について

- 1 「著作権」とは
- 2 「著作物」とは
- 3 著作権侵害の態様等
- 4 許される場合
- 5 オンライン配信特有の問題

第3 まとめ

第1-1 「契約」とは

「契約」=



=人與人(法人含む)の約束+法的保護

第1-1 「契約」とは

- 「契約」が成立するためには？
 - ⇒ 当事者の意思の合致
 - ⇒ **口約束で成立する**
- 法的保護に値する内容

第1-1 「契約」とは

● 「契約」と法の考え方

- ・原則、自由＝「**契約自由の原則**」 ⇒ 例外 公序良俗、強行法規等
- ・社会＝人の集まり ⇒ 最低限のルール ⇒ 契約の類型化 民法等
- ・「民法」 ⇒ 契約類型に応じて、最低限のルールを設ける
- ・多様な契約類型がある(次頁)
- ・合意した内容に拘束される
- ・契約違反の場合 ⇒ 損害賠償義務、契約解除

第1-1 「契約」とは

● 類型(例 作家が主体)

- | | |
|-----------------------------|---------------|
| ① 作品を販売する場合 | = 売買契約 |
| ② 制作のためにお金を借りる場合 | = 金銭消費貸借契約 |
| ③ アトリエを借りる場合 | = 賃貸借契約 |
| ④ 作品制作を請け負う場合 | = 請負契約 |
| ⑤ 作品を貸し出す場合 | = 賃貸借or使用貸借契約 |
| ⑥ 特定の目的を持って人を集める場合(団体を作るなど) | = 組合契約 |
| ⑦ イベント企画を依頼される場合 | = 業務委託契約 |
| ⑧ 会社に入社する場合 | = 雇用契約 |

第1-2 「契約書」とは

● 意味

- ・ 成立した合意の内容を記載した書面
例: 合意書、覚書、規約、約款 等々 ※表題の表現は関係ない

● 目的

- ・ 合意内容を明確にする
- ・ 事後的な証拠 ※**契約の成立要件ではない**

● 注意点

- ・ 「知らない」、「読んでいない」、「言われるがまま署名」 ⇒ 基本、通用しない
- ・ 記載内容に拘束される
- ・ 押印がなくても署名だけでも有効



第1-3

「契約」にあたって最低限押さえるべきポイント

- 契約書がなくても、口頭のみで契約は成立する = 法的な拘束力を持つ
- 契約書は、事後的な証拠のため
- 契約書の内容は、基本的には自由
- 契約書に署名すれば、その契約書の記載内容に原則として拘束される
- 契約内容に拘束 = 勝手にやめられない
- 契約書添付の約款、HP上の利用規約等も契約書としての拘束力あり
- 契約書は万能ではない

第2-1 「著作権」とは

● 「著作権」

創作的、芸術的な表現物(著作物)を創作した者(著作者)に与えられる、複製権、公衆送信権等一定の種類の下独占的権利の総称。

※ 「知的財産権」

著作権のほか、商標権、特許権、実用新案権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利

第2-1 「著作権」とは

● 「著作権」と他の知的財産権との違い

- 商標権 ≡ ロゴ
- 特許権 ≡ 発明
 - ⇒ **特許庁に登録**して初めて権利が発生する
- 著作権
 - ⇒ **「著作物」に該当すれば当然に発生する** 登録を要しない

第2-1 「著作権」とは

● 「著作権」の内容(効果)

「著作物」を、公表、改変、複製、頒布、翻案、公衆送信等(著作者が有する独占的権利)するには、著作者等の許可が原則として必要!



オンライン配信

⇒ 「公衆送信」!

第2-1 「著作権」とは

●著作権侵害か否かの判断枠組み

- ① 著作権の対象である「著作物」に該当するか、「著作者」が誰か
- ② 複製、公衆送信等の著作権侵害の態様に該当するか
- ③ 許される場合(例外)に該当するか

第2-2 「著作物」とは

● 「**著作物**」の意味

「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術、又は音楽に属するもの」(著作権法2条)



・アイデア、イマジネーション、創意工夫に基づいた個性ある表現として**生み出されたもの**

第2-2 「著作物」とは

- ① 小説、漫画、音楽、映画、絵画、イラスト作品、プログラム ⇒ ○
- ② 新聞記事 ⇒ △
- ③ 写真 ⇒ △
- ④ 書 ⇒ △
- ⑤ タイトル、フレーズ、キャッチコピー ⇒ △
- ⑥ キャラクター ⇒ △
- ⑦ 商用ロゴ ⇒ △
- ⑧ 建築物 ⇒ △

第2-2 「著作物」とは

- 法的に「著作物」に該当するかの判断は、非常に難しい
- 「他者(社)が創作した何か」は、基本的に「著作物」に該当し、著作権がある！！と考えることが、自分の身を守るうえでも有益

第2-3 著作権侵害の態様

● 著作権の内容

⇒公表、複製、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案

※ 「翻案」 ≡ 真似る

● 判断基準

⇒ 「依拠」、「類似」

※ 「依拠」 ⇒ コピー 独自性がない ありふれた表現？

※ 「類似」 ⇒ 本質的特徴の直感的感得

第2-3 著作権侵害の態様

① オンライン配信

⇒ 「公衆送信」に該当

② コピーアンドペースト、転載

⇒ 「複製」

③ 模倣

⇒ 画風？作風？の問題？ ありふれた表現？

⇒ 独自性があるか・・・ 直感的、感覚的な印象が重要

第2-3 著作権侵害の態様

④ ダウンロード

⇒ 「複製」?

⑤ スクリーンショット(+ブログ掲載)

⇒ 「複製」? (+「公衆送信」)

⑥ トレース(書き起こし)

⇒ 「複製」?

⑦ パロディ

⇒ 「翻案」?

第2-4 許容される場合

- ① 「**私的利用**」(著作権法30条)
- ② 「**写り込み**」(付随対象著作物 著作権法30条の2)
- ③ 「**引用**」(著作権法32条)
- ④ 「**公開**」された美術の著作物、建築の著作物(著作権法45条～47条)
- ⑤ フリー素材、パブリックドメイン、**クリエイティブ・コモンズ・ライセンス** 等

第2-4 許容される場合

① 「私的利用」(著作権法30条)

＝個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること

(含まれない場合)

・違法アップロードであることを

知ってダウンロードする行為 等



第2-4 許容される場合

② 「写り込み」(著作権法30条の2)

⇒ 著作物を分離することが物理的・社会通念上難しく、付随して写りこんでしまう場合

(参考) 雪月花事件(東京高判H14.2.18判時1786号136頁)

⇒「複製」概念を狭く解釈した裁判例

第2-4 許容される場合

③ 「引用」(著作権法32条)

「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。」

⇒ 著作権侵害が問題となる多くの場面で「引用」に該当するかが問題となる

第2-4 許容される場合

(従前から用いられる「引用」の基準)

- ・引用部分とそうでない部分の区別が明瞭か否か(明瞭区別性)
- ・引用して利用する側が「主」で、引用されている側が「従」(主従関係)

(近時、用いられる「引用」の基準)

- ・「他人の著作物を利用する側の利用の目的のほか、その方法や態様、利用される著作物の種類や性質、当該著作物の著作権者に及ぼす影響の有無・程度などを総合考慮」(知財高判平成22年10月13日)

第2-4 許容される場合

⑤ クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

「CCライセンスとはインターネット時代のための新しい著作権ルールで、作品を公開する作者が「この条件を守れば私の作品を自由に使って構いません。」という意思表示をするためのツールです。

CCライセンスを利用することで、作者は著作権を保持したまま作品を自由に流通させることができ、受け手はライセンス条件の範囲内で再配布やリミックスなどをすることができます。」

※ <https://creativecommons.jp/> より引用。

第2-5 オンライン配信特有の問題

- **教育目的の配信の自由化(著作権法35条)**

⇒ 平成30年5月改正により、教育機関による完全オンライン配信授業等が一定の補償金支払い等を条件に可能に

※ https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/

- **写り込み**

- **一部のデジタル・アーカイブ活動促進(著作権法47条)**

- **「歌ってみた」動画**

⇒ JASRACと包括契約をしているWebサイト(YouTube等)の場合、一定の条件を満たせば配信可能

※ <https://www.jasrac.or.jp/info/network/pickup/movie.html> 利用フローチャート

第3 まとめ

1 契約について

- ・口頭で成立する
- ・契約書は事後的な紛争を防ぎ、証拠にもなる
- ・契約書記載事項については、有利・不利問わず、署名した以上、拘束される
- ・2人以上の取組み⇒契約が成立している可能性⇒勝手にやめられない

2 著作権

- ・著作物該当性、著作権侵害の有無、許容される場合に該当するか否かの法的判断が難しい
- ・他者(社)が創作した何かは、基本的に「著作物」に該当し著作権があると考えるのがベター
- ・自分の権利と同様、他者(社)にも権利がある ⇒ 自分の作品だったらと考えて行動する
- ・最低限の法的知識の取得、直感・感覚を養うことが大切

ご清聴ありがとうございました。

